

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆電話による架空請求が増えています！
- ◆消費者の皆様へ
- ◆冬の製品事故に気をつけてください！
- ◆「多重債務無料法律相談会」を開催します



## 電話による架空請求が発生しています！

「架空請求」というと、メールやハガキを利用して身に覚えのない請求をされる手口がよく見られます。しかし、最近、県消費生活センターには電話による架空請求に関する相談が寄せられています。

### こんな相談が寄せられています



©KANAGAWA2016

スマートフォンに電話がかかってきて、アダルトサイトの未納料金20万円を請求された。今日中に支払わないと40万円になると言われ、身に覚えはなかったが焦ってしまい、相手に聞かれるまま住所・氏名・勤務先などを伝えてしまった。「支払わないと会社に押しかける」「弁護士を介して請求する」などと強い口調で言われた。

## ★アドバイス★

◎電話で急に身に覚えのない請求の話がされると、びっくりして相手の意のままに個人情報などを伝えてしまいがちですが、**身に覚えがない場合は「覚えがないので、消費生活センターに一度相談してから回答します。」**などと言い、**余計な話はせず電話を切るようにしましょう！**

◎債権回収など**財産に関わるような大事な話を、電話やメールで済ませることはありません！**

◎相手が実在する会社を名乗る場合もあります。少しでも不審に思った場合は、お金を支払う前に、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



# 消費者の皆様へ

## 知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組みます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長	名取市長
角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長	東松島市長	大崎市長
富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長	村田町長	柴田町長	川崎町長
丸森町長	亘理町長	山元町長	松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長
大郷町長	大衡村長	色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長
南三陸町長						

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

## 冬の製品事故に気をつけてください！

肌寒くなり、家庭で暖房器具の準備をしている方も多いのではないのでしょうか？冬の製品は熱や火を使う器具が多く、使い方には注意が必要です。正しく安全に使用し、暖かい冬を過ごしましょう。

### スプレー缶が破裂して火災

#### 事例

スプレー缶が破裂し、周辺を焼く火災が発生した。  
(2014年2月 青森県)

#### 原因

石油ファンヒーターの近くに置いていたスプレー缶が加熱されて破裂し、ファンヒーターの火が引火したものです。



ファンヒーターの前に置いていたスプレー缶が破裂して引火。(再現実験)



カセットボンベやスプレー缶などは、加熱されると、内圧が上昇して破裂・爆発し、噴き出た可燃性ガスに引火します。ストーブやガスこんろなど熱源の近くには置かないでください。

### ゆたんぽで低温やけど

#### 事例

ゆたんぽで低温やけどを負った。  
(2014年1月 東京都)

#### 原因

長時間ゆたんぽを使っていたため、低温やけどを負ったものです。



- ・「低温やけど」は、ゆたんぽやこたつのほか、使い捨てのカイロなどでも発生します。同じ部位を長時間温めないでください。また、違和感や熱いと感じたら、直ちに使用を中止してください。
- ・厚手のタオルや専用カバーなどで包んでいても低温やけどを負うことがあります。ゆたんぽは、就寝前に布団の中に入れて、暖まったら出し、電気あんかはスイッチを切ってください。

### 電気ミニマットで火災、死亡

#### 事例

電気ミニマットとその周辺を焼く火災が発生し、1人が死亡して1人が重傷を負った。  
(2013年3月 岐阜県)

#### 原因

布団の中で、電気ミニマットと電気毛布を併用していました。そのためにもった熱で電気ミニマットのウレタンフォームが劣化し、ヒーター線の位置がずれて重なってしまい、過熱して発火したものです。



- ・電気ミニマットは就寝時の暖房器具として使用しないでください。また、ほかの暖房器具と併用しないでください。

# 「多重債務無料法律相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

多重債務問題の解決へ向けて、弁護士や司法書士の法律の専門家が相談に応じる無料相談会を開催します。「複数社から借入があり、今後の返済に困っている…。」「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…。」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに御相談ください。**相談は無料！弁護士や司法書士、消費生活相談員が相談に応じます。**

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

## 相談会日程

開催日	会場	定員
11月30日(水)	県石巻合同庁舎	16人
	県登米合同庁舎	8人
12月1日(木)	県栗原合同庁舎	4人
	県気仙沼合同庁舎	8人
12月2日(金)	県大河原合同庁舎	16人
	県大崎合同庁舎	8人
12月3日(土)	県庁	24人
12月4日(日)	県庁	24人



事業者の方は  
県庁会場・気仙沼会場・  
大河原会場のみの  
受付になります。

## 相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。(栗原会場のみ午後1時から)  
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。(「心の健康相談」は別途)

### ●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談(30分)

②弁護士又は司法書士による法律相談(30分)

③消費生活相談員による事後相談など(30分)

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



## 申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

### ●個人の方●

宮城県消費生活センター

☎022-261-5164

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

### ●事業者の方(12/1気仙沼会場、12/2大河原会場、12/3・4県庁のみ)●

東北財務局金融監督第三課

☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

**予約受付期間：平成28年11月7日(月)～25日(金)**

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

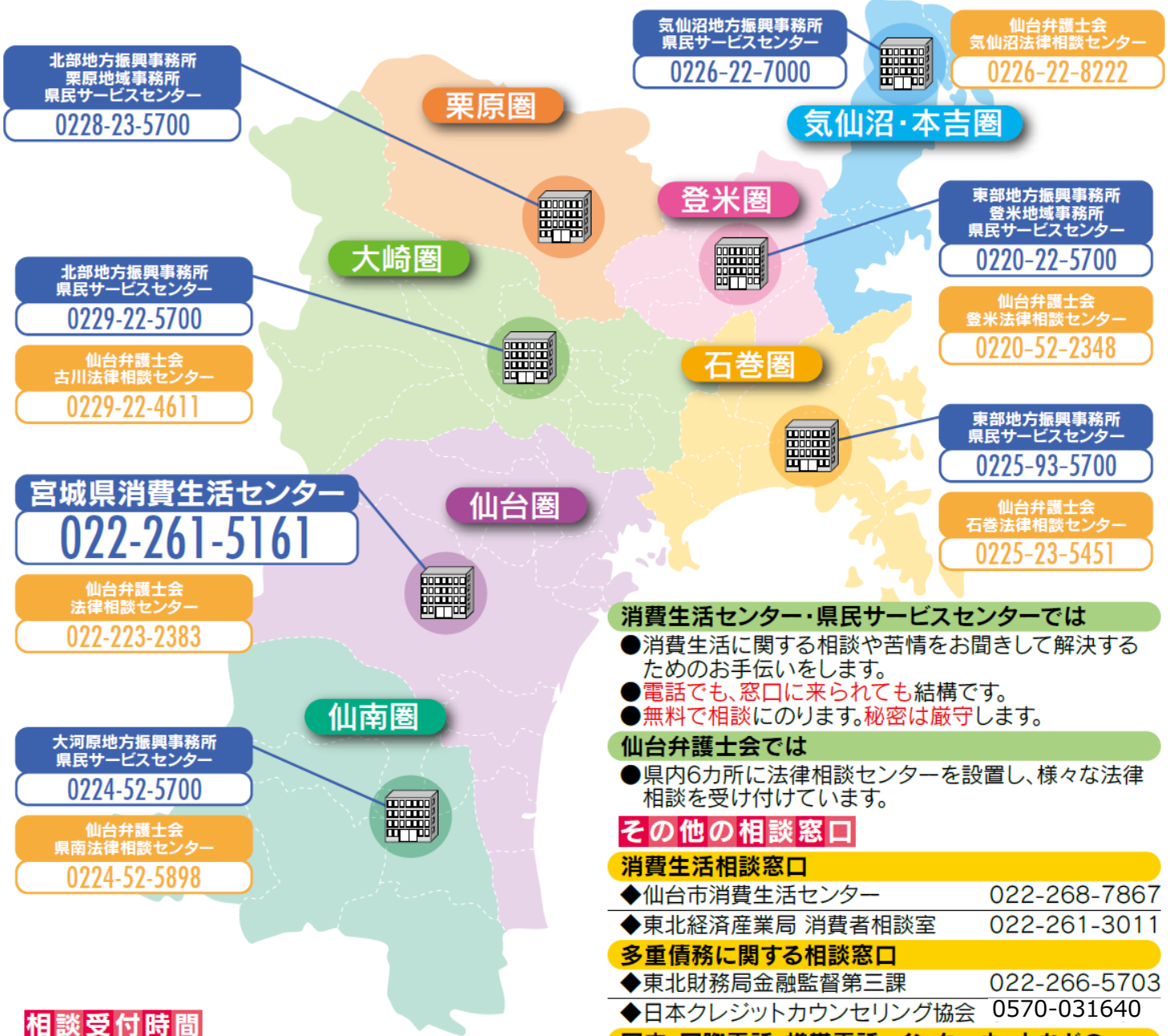
**借金の問題は必ず解決出来ます！ぜひ、御相談ください！**



困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

**消費生活相談窓口**

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

**多重債務に関する相談窓口**

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

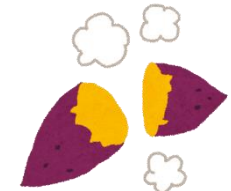
### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）